2023年7月1日号

**Tax & Legal Newsletter**

このニュースレターは、2023年6月1日～6月30日までの間にタイの官報で掲載され、著者が英訳を入手することができ、税務上または法務上、タイで事業展開をしている日系企業にとって一般的に関心があるかと思われる勅令、通達等を抜粋し、要約したものになります。

|  |
| --- |
| 官報掲載勅令・規則・通達等（抜粋）2023年 6月1日～ 6月30日 |
| 1 | **EV及び電気船の部品の輸入関税免税措置について** |
| 表題：「財務省通達 – 電気自動車又は電池型電気船の部品の関税免税措置に関して」“Notification of the Ministry of Finance – Re Exemption of customs duty on parts of electric vehicle or boat of battery electric vehicle type” |
| 官報出版日：2023年5月25日（第140号）施行日：2023年5月25日～2025年12月31日迄の輸入を対象とする |
| 当該通達により、電気自動車(EV)又は電池型電気船の製造又は組み立て用の部品の輸入関税が2025年12月31日迄免税となります。対象となる部品は以下の通りになります。* 電池
* 駆動用モーター
* EV用コンプレッサー
* 電池制御システム (Battery management system)
* 運転コントロールシステム(Driving control system)
* オンボードチャージャー(On-board charger)
* DC/DCコンバーター
* インバーター（PCUインバーターを含む）
* 原則ギア

輸入日から一年以内に組み立て又は製造用に当該輸入物品を使用・利用することも一つの条件になります。 |
| 2 | **PPFOからREITへの変換に対する免税措置について（2024年12月31日迄）** |
| 表題：「勅令 – 歳入法典に基づく免税措置（第763号）2023年」“Royal Decree – Issued under the Revenue Code, Governing exemption of taxes and duties (No. 763) B.E. 2566” |
| 官報出版日：2023年6月1日（第140号）対象期間：2023年6月2日～2024年12月31日迄の変換を対象とする |
| 当該勅令により、公募用不動産ファンド(Property Fund for Public Offering = PFPO)から不動産投資信託（Real Estate Investment Trust = REIT）への変換による所得等が免税となりました。当該勅令は、以下の通り、ユニット保有者、及びPFPO自体の両者に対するものになります。* REITのユニット保有者（個人、法人に関わらず）

PFPOのユニット保有から REITの信託証書への変換より生ずる所得（ゲイン）は免税となります。ただし、PFPOがREITへ変換したことに起因する所得に限り、又当該所得は2023年6月2日～2024年12月31日の間に実現したものに限られます。* PFPO自体に対する免税措置

PFPOのREITへの変換に伴う不動産の権利移転、又は創造により本来発生する印紙税、特定事業税、及びVATは免除となります。ただし、PFPOのREITへの変換が2023年6月2日～2024年12月31日の間に実現した場合に限られます。当該免税措置は、PFPOのREITへの変換を促し、PFPO事業者に流動性を与えることを目的としています。 |
| 3 | **eVATインボイス又は e領収書の発行システム等の導入コストの2倍控除措置等** |
| 表題：「勅令 – 歳入法典に基づく免税措置（第766号）2023年」“Royal Decree – Issued under the Revenue Code, Governing exemption of taxes and duties (No. 766) B.E. 2566” |
| 効力開始日：2023年6月2日 |
| 電子VATインボイス又は電子領収書の普及を促すためにこれらの発行、送信、受信、及び保存のためのシステムへの投資の金額相当が法人税の計算に当たり控除する措置等が2022年12月31日に満了する予定になっていました。当該勅令第766号により同税務優遇措置が2025年12月31日まで延長されることとなりました。当該勅令による優遇措置とは以下の通りになります。* 電子ＶＡＴインボイス、又は電子領収書の発行、送信、受信、及び保存のための電子データ作成システム、電子データ受領システム、コンピュータープログラム、電子証書保存システム、コンピューター、またはこれに付随する設備に対する支出との同額を法人所得税の計算に当たり所得より控除をすることが認められます。修理代は認められません。（実質200％控除となります。）
* 歳入法典第3条の15に従い源泉徴収税、所得税、又はVATの納税義務者、及び納税サービス提供者は、電子ＶＡＴインボイス、又は電子領収書の発行、送信、受信、及び保存のための電子データ作成システム、電子データ受領システム、コンピュータープログラム、電子証書保存システム、コンピューター、またはこれに付随する設備に対する支出との同額を法人所得税の計算に当たり所得より控除をすることが認められます。修理代は含まれません。（実質200％控除となります。）
* 電子VATインポイスまたは電子領収書の作成、送信、受信、または保管のための、電子データ作成サービス提供者、電子データ送信サービス提供者、電子証書取得のためのサービス料、及び電子データ保管サービス料に対する支払金額相当額を法人所得税の計算に当たり所得より控除をすることが認められます。（実質200％控除となります。）
* 歳入法典第3条の15に従い源泉徴収税、所得税、又はVATを納税するための納税サービス提供者に対するサービス料相当額を法人所得税の計算に当たり所得より控除をすることが認められます。（実質200％控除となります。）

尚、コンピューター等の設備は新品であり、資産計上及び減価償却の対象であり、タイ国内にあり、3会計期間にわたり使用し、リースではなく、その他BOI等による税務優遇措置の対象ではないことが条件になっています。 |
|  |  |
|  | **eVATインボイスに係る詳細規定の発表** |
| 表題：「歳入局通達 – 電子署名をする際の電子証書を使用したタックスインボイス又は領収書の作成、発信、又は保存に関して」Notice of the Revenue Department – Re Preparation, transmission, or storage of tax invoice or receipt using electronic certificate for electronic signing  |
| 施行日：2023年6月7日以降 |
| 当該通達は、電子VATインボイス又は電子領収書（以降、総じて「電子インボイス」と言う）を利用するための詳細要件を規定するものとなり、主要な内容は以下の通りになります。電子インボイスの発行を希望するVAT登録事業者又は領収書発行義務者（以下、総じて「発行義務者」と言う）は、規定の様式(Form Bor.Or.01)を使用し歳入局のウェブサイト経由でその許可を得るための申請をする必要がある。歳入局のウェブサイト上、承認済み事業者として公表された時点より電子インボイスの発行が認められる。電子インボイス発行者は以下の保護措置を構築すること：（１）データアクセス保護システムに関して：* システムフローチャートを有すること
* データの記録がある場合、そのログがあり、データの修正等がある場合、過去データは消去されず保存され、修正レポートの作成が可能であること。
* データアクセス権限者の人数、及び各々の権限範囲を提示できること
* システムを使用する全ての使用者はパスワード無くしてはアクセスができないこと
* データへのアクセス及び修正の全てのログが保存されること
* システム使用者の検査システムがあること

（２）データの暗号化及び管理に関して：* 暗号化されたデータファイルのコントロールシステムがあること。解読があった場合、その事件の記録が保存され、検証用の報告が印刷できること。

発行義務者は、第三者が開発したソフトウェアーを使用することが認められる。但し、上記（１）を満たすかそれに準ずる保護システムを有すること。電子インボイスは、原則的にペーパーインボイスの記載要件を満たすこと。併せて、電子署名を添付する又は同一のデータに含めること。発行義務者は、簡易電子インボイスを発行したが、商品の購入者又はサービスの受領者がペーパーインボイスを要求した場合、その要求に従う義務を有するが、既に発行した簡易電子インボイスを回収する義務は無い。発行義務者による電子インボイスの発信は、VATインボイス又は領収書の引き渡しが完了したと見なされます。但し、ペーパーインボイスを発行することが要求された場合、発行義務者は「当該文書は電子的な方法におり作成され、このデータは歳入局に電子的に発信済みである。」との文言を記載したペーパーインボイスを発行し、商品の購入者又はサービスの受領者に当該ペーパーインボイスを引き渡す義務を有する。当該ペーパーインボイスは電子インボイスの代替物として取り扱う。電子インボイスの作成、発行、及び保管を代理人に依頼した場合、その代理人を指名した旨を歳入局に届け出る義務を発行義務者は有する。また、電子インボイスには、同代理人の名前、住所、納税者番号、及び電子署名を電子インボイスに示す必要がある。発行義務者はVATの納税義務が生じた、又は歳入法典第105条に基づく金銭の受領時に電子インボイスを送信するか、ペーパーインボイスを発行するか選択する権利を有する。発行義務者、その代理人、又は電子データ作成・発信送信サービス提供者は翌月15日以内に電子インボイスに関する情報を歳入局のオンラインシステム経由で歳入局へ発信する義務を負う。データの送信は、アップロード方式、又はHost-to-Hostデータ送信の両方法が可能である。発行義務者が電子インボイスを自身で発信し、代理人に電子インボイスに関するデータを歳入局へ送信をすることを依頼する場合、発行義務者は、当該データに自身の電子署名を付与する必要がある。また、当該発行義務者は、代理人を指名した旨を歳入局へ報告する義務も有する。発行義務者、又は代理人は電子インボイスのデータを以下の通りに保存する義務を有する：* 電子インボイスの作成時以降、正確にそのデータを信頼性の高い方法で保存すること
* 電子インボイスのデータの変更をもたらすことが無い方法で同データをアクセスできる方法で保存をすること
* 電子インボイスの作成、発信または受信時のフォーマットそのままで保存をし、同一のフォーマットで再表示できる方法で保存をすること
* 電子インボイスの発信元、受信者、発信日時、及び受信日時のデータがある場合、これらも併せて保存をすること

なお、商品の購入者又はサービスの受領者も同方法によるデータの保存をする義務を負う。但し、一旦は電子インボイスを受信した商品の購入者又はサービスの受領者がその後ペーパーVATインボイス、又はペーパー領収書の発行を依頼し、それを受領した場合、上記の方法によるデータ保存をする義務は負わない。当該通達には、上記に加え電子インボイスの取り消し、修正等に関するその他規定もございますが、割愛させて頂きます。 |